

静岡県東部柔道場連盟会則

昭和47年8月20日制定
昭和57年5月15日改正
平成10年4月11日改正
平成26年4月26日改正
平成29年6月10日改正

第1章 名称及び事務所

- 第1条 本連盟は、静岡県東部柔道場連盟と称する。
第2条 本連盟は、事務所を会長の指示するところに置く。

第2章 目的及び事業

- 第3条 本連盟は、柔道の普及発展と、会員相互の親睦、融和、協調を図ることを目的とする。
第4条 本連盟は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
1. 試合・大会等の開催並びに後援。
2. 講習会・研究会・講演会等の開催並びに後援。
3. その他、本連盟が必要と認めた事業。

第3章 組織

- 第5条 本連盟は、道場加盟団体をもって組織する。

第4章 役員

- 第6条 本連盟に次の役員を置く。
1. 会長 1名
1. 副会長 若干名
1. 理事長 1名
1. 理事 若干名
1. 監事 2名
1. 事務局長 1名
- 第7条 本連盟役員を選任は次のとおりとする。但し、再任を妨げない。
1. 会長・副会長は、理事会で推挙する。
2. 理事長は、理事の互選により会長がこれを委嘱する。
3. 理事は、加盟団体より各2名を選出する。但し、理事長に選任された道場は欠員を増やすことができる。
4. 監事は、理事会で選出し、会長がこれを委嘱する。
5. 事務局長は、理事長が理事会に諮ってこれを委嘱する。
- 第8条 本連盟の任期は2年とする。
1. 役員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残余期間とする。
- 第9条 本連盟役員任期は次のとおりとする。
1. 会長は、本連盟を統括し、本連盟を代表する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職を代理する。
3. 理事長は、理事会の議決に基づき、会務を処理する。
4. 理事は、理事会を構成し、企画・立案・実施の任にあたる。
5. 監事は、会計の監査にあたる。
6. 事務局長は、理事長の指示に協力し、会務の処理にあたる。
- 第10条 本連盟に顧問及び参与をおくことができる。
1. 顧問及び参与は、会長の諮問に応じ、又は会長の要請により理事会に出席し、意見を述べるることができる。
2. 顧問及び参与は、本連盟に功績のあった者、及び理事会で推薦した者を会長が委嘱する。
- 第11条 本連盟は、第4条に規定する事業を円滑に行うため、理事会に諮り、専門委員会を置くことができる。

第5章 会議

- 第12条 会議は会長が招集し、議長は理事長がこれにあたる。
1. 理事の3分の1以上から会議の目的事項が明らかに示しての請求があったときは、会長は速やかに理事会を招集しなければならない。
2. 会議は、構成員の3分の2以上の出席がなければ成立しない。また、議事は会議に出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は議長が決するところによる。

3. 会議に出席できないときは、委任状によりその権限を委任することができる。権限を委任した役員はそれぞれの会議に出席したものとみなす。

第6章 会 計

- 第13条 本連盟の加盟団体は、本会に定める経費を負担しなければならない。この負担金の額は理事会で定める。
- 第14条 本連盟の会費は、負担金・賛助会費・寄付金・補助金その他の収入をもってこれにあてる。
- 第15条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日迄とする。

第7章 加盟及び脱退

- 第16条 本連盟への加盟及び脱退については、理事会の承認を得なければならない。

第8章 附 則

- 第17条 本連盟の会則の変更は、理事会において、3分の2以上の同意を必要とする。

表彰に関する規定

- 第1項 本連盟の目的達成に功績顕著であると理事会において認めた者は、会長がこれを表彰する。
- 第2項 本連盟会員において、柔道精神に基づく活用行為あり、他の表彰を受けた者に対し表彰、又は記念品を贈り祝意を表す。

慶弔に関する規定

- 第1項 慶弔に関する内規を別表のとおり定める。

基準

	慶事	本人死亡の場合			両親及び配偶者 子女死亡の場合	
		香料	弔電	花環	弔電	花環
顧問	会長が 必要と 認めた とき	10,000	◎	◎	◎	◎
正・副会長		10,000	◎	◎	◎	◎
理事長		10,000	◎	◎	◎	◎
参 与		5,000	◎	◎	◎	◎
監 事		5,000	◎	◎	◎	◎
理 事		5,000	◎	◎	◎	◎
事務局長		5,000	◎	◎	◎	◎
その他	会長が必要と認めたとき					

※ 上の表以外に、必要な事由を生じた場合には、会長は副会長および理事長と諮り、これを処理することができる。